

# 二戸市国土強靱化地域計画

平成 30 年 9 月

岩手県二戸市

# 目 次

<b>I 計画策定の趣旨</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 地域防災計画との関係	1
4 計画期間	1
<b>II 基本的な考え方</b>	
1 基本目標	2
2 事前に備えるべき目標	2
3 基本的な方針	2
<b>III 地域特性と想定するリスク</b>	
1 二戸市の地域特性	4
2 想定するリスク	4
3 起きてはならない最悪の事態の設定	5
4 施策分野の設定	7
<b>IV 脆弱性評価</b>	
1 脆弱性評価の考え方	8
2 脆弱性評価の結果（概要）	8
<b>V 脆弱性評価に基づく対応方針</b>	
1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方策	13
2 施策分野ごとの対応方策	23
3 重点施策	31
4 計画の推進と進捗管理	42
<b>&lt;資料&gt;</b>	
起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	43

# I 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

本市は、平成 28 年度を初年度とする「第 2 次二戸市総合計画」を策定し、「挑戦します！次代へ紡ぐふるさとづくり」を目標に、市民との共創によりまちづくりを進めることとしている。

また、「二戸市人口ビジョン」、「二戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「第 2 次二戸市総合計画」を基本とした、地域経済の活性化や人口減少の抑制に取り組むこととしている。

一方、平成 22 年の年末からの大雪、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、また、平成 25 年の大雨など、「想定外」ともいえる大規模自然災害による被害が発生しているのが現状である。

このことから、国の「国土強靱化基本計画」及び岩手県の「岩手県国土強靱化地域計画」との調和を図るとともに、近隣市町村との連携を強化しながら、大規模自然災害が発生しても「次代へ紡ぐふるさとづくり」が停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な「にのへ」の構築に向け「二戸市国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づき策定するものであり、本市における国土強靱化に関し、「第 2 次二戸市総合計画」と整合・調和を図るものとする。また、「二戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたり、掲げられた施策が大規模自然災害によって停滞しない、また、早期に再建するための各種施策の指針とする。

## 3 地域防災計画との関係

本市の地域防災計画として、災害対策基本法に基づく「二戸市地域防災計画」があり、風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

一方、「二戸市国土強靱化地域計画」は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、リスク低減のための、行政機能や地域社会、地域経済など、市全体の強靱化に関する総合的な指針である。

## 4 計画期間

国・県との調和、総合計画との整合性を図るため、計画期間については、策定時から平成 32 年度までとする。

## Ⅱ 基本的な考え方

本市における強靱化を推進するうえでの、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を、国の国土強靱化基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ次のように定める。

### 1 基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取り組みを推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること。

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。  
(それがなされない場合の必要な対応を含む。)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る。
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復する。

### 3 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた本市全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 地域強靱化に向けた取組姿勢

- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ・災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。

## (2) 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクから市民及び訪れている者の命を守り、被害を最小限に抑えるため、本市の特性に合った、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ・地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民が連携するとともに、民間事業者、関係者相互の連携、協力など役割を分担して取り組むこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組むこと。

## (3) 効率的な施策の推進

- ・人口減少、少子・高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・限られた財源を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の活用を図ること。

## (4) 二戸市の特性に応じた施策の推進

- ・「第2次二戸市総合計画」及び「二戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮して施策を講ずること。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

## Ⅲ 地域特性と想定するリスク

### 1 二戸市の地域特性

#### (1) 位置・面積

二戸市は、岩手県内陸部の北端に位置し、県庁所在地である盛岡市から約 80km、青森県八戸市から約 40km の位置にあり、市全体の面積は 420km<sup>2</sup> で、このうち森林面積が 74.1% (311km<sup>2</sup>) を占めており、可住地面積は 25.9% (109km<sup>2</sup>) となっている。

#### (2) 地形

西方に奥羽山脈、東方に北上山地が縦走し、折爪岳、稲庭岳など標高 700~1,000m 前後のなだらかな山々と丘陵地が占めており、市内の中心を流れる 1 級河川馬淵川に安比川などの支流が注いでいる。

この馬淵川と並行して「東北新幹線」と「いわて銀河鉄道」、「国道 4 号」が走り、これに沿って市の中心部である市街地が形成され、周辺の中山間地域に集落が分布している。

#### (3) 気候

気象は、積雪期間が長く最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候を呈し、年間降水量は 1,000mm 以下と県内でも少ない地域であるが、稲庭岳のある北西部など、奥羽山系側には深雪地帯も含まれている。気象条件は総じて、不安定であり、夏期の異常低温や、晩霜、晩雪の影響が大きい。また、集落の場所によって気象状況が大きく異なることも特徴である。

#### (4) 人口

二戸市の人口は、昭和 35 年には 40,644 人であったが、平成 27 年には 27,611 人まで減少し、昭和 35 年と平成 27 年の比較では、13,033 人、32.1% の人口減となった。高齢化率は平成 27 年で 33.2% となっており、県平均の 30.2% を 3.0 ポイント上回っている。

また、平成 27 年に策定した人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率などの実現目標を掲げ、これらの目標が実現した場合、平成 57 年に人口 20,000 人維持、人口構造の若返りとの将来展望を掲げているが、当面の間、人口減少と少子・高齢化が進展するものと予測している。

### 2 想定するリスク

市民生活に影響を及ぼすことが予想されるリスクとして、大規模自然災害に対する評価を行うこととし、過去に本市周辺で発生した地震や風水害・土砂災害、雪害などを想定するリスクとして以下のとおり設定した。

	自然災害	想定する過去の主な災害
(1)	地震	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（平成 23 年 3 月 11 日） 【規模等】 マグニチュード 9.0、最大震度 7 【被害状況】 建物損壊、地滑り、停電、燃料供給停滞
(2)	風水害・土砂災害・ 豪雨災害	台風 18 号（平成 25 年 9 月）・台風 15 号（平成 23 年 9 月） 【規模等】 最大日降水量 137mm（堀野）、最大風速 30m/s、最高水位 5.41 m（川原橋付近） 【被害状況】 床上浸水、河川増水、土砂災害 集中豪雨（平成 11 年 10 月） 【規模等】 1 時間降雨量 33 mm、24 時間降雨量 207 mm、総降雨量 218 mm（堀野） 【被害状況】 死者 2 人、土石流の発生、床上浸水
(3)	雪害	平成 23 年度 大雪災害 【規模等】 最深積雪 41cm（堀野） 【被害状況】 集落の孤立、停電

### 3 起きてはならない最悪の事態の設定

「Ⅱ 基本的な考え方」、「2 事前に備えるべき目標」で設定した 7 つの目標ごとに、本市の地域特性及び国の基本計画及び県の強靱化地域計画を踏まえ、以下の 18 項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

#### ○ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

##### 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

- |     |   |
|-----|---|
| 1-1 | 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 |
| 1-2 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水                       |
| 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生                         |
| 1-4 | 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生                       |
| 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生                 |

**目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む。)**

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-4 被災地における感染症等の大規模発生

**目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。**

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

**目標 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧するとともに、経済活動を維持する。**

4-1 長期にわたる事業活動及び情報通信、エネルギー供給、上下水道施設の停止による地域経済生活の混乱

4-2 地域交通ネットワークの機能停止

**目標 5 制御不能な二次災害を発生させない。**

5-1 市街地での大規模火災の発生

5-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

**目標 6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる。**

6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態



#### 4 施策分野の設定

本計画においては、国・県の計画における個別施策分野及び横断的分野を参考に、第2次二戸市総合計画等の施策分野も勘案し、次のように4つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

##### (1) 個別施策分野

- ① 行政機能…本部機能、連携体制、消防・救急、教育施設 等
- ② 市民生活…住宅、保健・医療・福祉、子育て・教育、情報・通信、避難・被災生活支援 等
- ③ 産業・経済…産業・経済活動、エネルギー 等
- ④ 社会基盤…都市基盤（ライフライン）、交通・物流、廃棄物処理 等

##### (2) 横断的分野

- ① 共創（市民参画）…地域、人材育成、防災意識、支援体制 等
- ② 老朽化対策…公共施設、社会基盤 等

## IV 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、第2次総合計画で取り組む施策等について、取り組み状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行った。

また、縦軸を起きてはならない最悪の事態、横軸を4つの個別施策分野と2つの横断的分野とし、分野ごとに整理を行った。

### 2 脆弱性評価の結果（概要）

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価は「資料」のとおりである。

なお、評価結果全体及び6つの目標ごとの評価結果の概要は次のとおりである。

#### (1) 全体事項

##### ① ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から市民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発などソフト対策を組み合わせることが必要である。

また、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要である。

##### ② 代替手段等の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではない。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備など、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要である。

##### ③ 官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、生命を守り、経済活動を維持

しながら、まちの再建を進めることが必要である。また、このためにも、各分野を担う人材育成を進めることが必要である。

#### ④ 伝統文化の保全・継承

本市には、中山間地の地形や自然と人々の生活によって形作られ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されている。これらは、地域に対する「愛着」や「誇り」を生み出すものであり、大規模自然災害のリスクから伝統文化を守り、次代に引き継ぎながら各種施策を推進することが必要である。

## (2) 目標ごとの脆弱性評価結果

### 目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

- 住宅の耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。
- 危険な空き家の解体を促すとともに、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家対策を進める必要がある。
- 土地区画整理事業により、きょうあい狭隘道路の解消など安全な避難路を整備するとともに、安全な住環境の整備のため、適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。
- 自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、装備品の充実・強化を図る必要がある。
- 危険箇所を事前に把握し避難訓練を実施するなど、ハザードマップの活用を図る必要がある。
- 河川改修事業の早期完了を県に働きかけるとともに、増水による浸水想定区域について、雨量・水位などの情報提供により、被害の低減を図る必要がある。
- 計画的な道路除雪により冬期の交通確保を図るとともに、住民との協力体制を構築するなど、除排雪体制の強化が必要である。
- 公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適切な維持管理を行う必要がある。
- ホームページ、コミュニティFMなど、多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線のデジタル化、戸別受信について整備を進める必要がある。
- 防災士連絡協議会を活用し防災士のスキルアップを図るとともに、必要に応じ追加養成を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。
- 学校・家庭・地域等が連携した防災教育の充実を図る必要がある。
- 要支援者の名簿、個別計画を更新する必要がある。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む。)

- 消防機関との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。
- 常備消防の体制・装備資機材の充実強化を図るとともに、消防団等との連携により大規模災害に対応できる組織づくりに取り組む必要がある。
- 自治体間の連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。
- 計画的な道路整備を進めるとともに、構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮する必要がある。
- 今後も計画的な道路改良・橋梁整備を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを構築する必要がある。
- 防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、大規模災害を想定した防災訓練等に取り組む必要がある。
- 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、今後も各医療機関と密接な連携を図る必要がある。
- 消防団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。
- 医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の低減を図る必要がある。
- 健康診断受診率の向上を図り、適切な保健指導の充実に努める必要がある。
- 被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。
- 民間事業者等との物資調達協定の締結や、観光客など来訪者の避難対応に関する協定の締結など災害時の連携体制を構築する必要がある。

### 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- 庁舎等の適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。
- 災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定する必要がある。
- 災害時に住民データを復旧する体制の整備に向けた自治体クラウドの導入、また、庁舎間で共有するため通信手段の確保等について強化していく必要がある。
- 住民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

### 目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧するとともに、経済活動を維持する。

- 情報提供体制の充実を図るとともに、防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。また、情報通信施設が停止した場合を想定した被災情報の収集体制を構築する必要がある。
- エネルギーコストや環境負荷の低減、ヒートショック防止などの効果があり、災害時にも機能的な高気密高断熱の住宅整備の普及を図る必要がある。
- 企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。
- 再生可能エネルギーは、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。
- 女性や高齢者、障がい者が活躍できる、既存の就業形態にとらわれない雇用の創出により、企業等が災害時に対応できる人員体制を確保する必要がある。
- 面積が広く、集落が点在しているため、路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制整備が必要である。
- 上下水道施設の老朽化及び長寿命化に係る適切な整備を図る必要がある。

## 目標5 制御不能な二次災害を発生させない。

- 消防団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。(目標2から再掲)
- 土地区画整理事業により、狭隘道路の解消など安全な避難路を整備するとともに、安全な住環境の整備のため、適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。(目標1から再掲)
- 自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、装備品の充実・強化を図る必要がある。(目標1から再掲)
- 農林業の後継者の確保・育成や中心経営体の育成などを進めるとともに、担い手への農地集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。
- 観光や文化の面から農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上により、農地や森林資源の維持を図ることが必要である。

## 目標6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる。

- 大量に発生することが予想される災害廃棄物を、迅速に処理する災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築することが必要である。
- 社会福祉協議会等との連携を強化し、復旧・復興にかかる被災者の需要を調整しながら、早期に地域社会や経済が再建できる体制を構築する必要がある。
- 平時から子育て支援拠点や認定こども園、保育所、小学校等の連携を強化し、災害時においても保護者が気軽に相談できる体制整備が必要である。
- 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツ等の振興により、災害時に必要となる人のつながりを平時から築く必要がある。
- 本市の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、交流体験等により国際社会に対応した人材育成を図る必要がある。
- 共通の生活地域(小学校区)で地域づくりを支え合う、連合的な地縁組織(小規模多機能自治)等の導入を進める必要がある。また、各地域の課題等について、情報共有を図るなど、人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。
- 住民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。(目標3から再掲)

## V 脆弱性評価結果に基づく対応方策

IV-2で示した脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態ごと及び施策分野ごとの対応方策は次のとおりである。

### 1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方策

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 【公立学校の耐震化】

- ・校舎、屋内運動場の耐震化を進める。

##### 【住宅の耐震化】

- ・住宅の耐震化を進める。

##### 【空き家対策の推進】

- ・総合的な空き家対策を進める。

##### 【社会教育施設の耐震化】

- ・文化施設、スポーツ施設等の耐震化を進める。

##### 【地域支援体制の強化】

- ・福祉避難所の体制整備を進める。

##### 【土地区画整理事業による都市機能強化】

- ・狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

##### 【都市公園の防災機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・誘導標識等の整備を進める。

##### 【電柱等の倒壊防止】

- ・電線類地中化の検討を進める。
- ・既存電柱の倒壊防止対策を進める。

##### 【要支援者支援計画の策定】

- ・定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。
- ・個別計画の実施体制を避難支援関係者と連携し強化する。

**【自主防災組織の育成・強化】**

- ・自主防災組織の結成に向けた支援に取り組む。
- ・装備品の充実・強化を図る。

**【地区集会所等の防災機能強化】**

- ・適切な維持管理に努める。
- ・支援制度を活用し機能強化を図る。

**【公営住宅の老朽化対策】**

- ・適切な維持管理に努め、計画的な改修を進める。
- ・市全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

**【道路・橋梁等の適切な管理】**

- ・計画的な維持修繕や改修を進める。

**1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生**

**【ハザードマップの活用】**

- ・地域における避難訓練の実施など、ハザードマップの活用を図る。

**【農地整備の促進】**

- ・農地整備を促進する。

**【雨水排水計画に基づく排水路整備】**

- ・計画的に整備を促進する。

**【県管理河川改修の促進】**

- ・早期の事業完了を県に働きかける。
- ・浸水想定区域について、雨量・水位などの情報提供により被害の低減を図る。

**【下水道施設の適切な管理】**

- ・耐震性能の確保等適切な維持管理に努める。
- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

**1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**

**【ハザードマップの活用：1-2 から再掲】**

- ・地域における避難訓練の実施など、ハザードマップの活用を図る。

**【治山事業の促進】**

- ・造林や間伐を進める。
- ・予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。



#### 【土砂災害危険箇所等の周知・解消】

- ・土砂災害危険箇所等を住民に周知することにより、早期の避難を促す。
- ・適切な土地利用の誘導、危険箇所の対策工事などを進める。
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める。

#### 【公共施設の管理】

- ・土砂災害警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設個別管理計画に盛り込む。
- ・国土強靱化計画との整合性を図る。

### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

#### 【関係機関との連携強化】

- ・関係機関との連携強化を図る。
- ・地域住民や町内会等との協力体制の整備を進める。

#### 【除雪体制の強化】

- ・住民との協力体制を構築するなど、体制強化を図る。

#### 【交通対策の強化】

- ・交通機能と住民生活を維持するための取り組みを進める。

#### 【連絡体制の強化】

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。
- ・事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。

### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 【防災行政無線の整備】

- ・多様な情報伝達手段を確保する。
- ・防災行政無線のデジタル化、戸別受信について整備を進める。

#### 【コミュニティFMの活用】

- ・災害時の情報提供について連携しながら適切な運用を図る。
- ・放送設備の適切な維持管理に努める。

#### 【防災士の養成】

- ・防災士連絡協議会を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ追加で養成を行うなど、地域の防災力向上を図る。

#### 【防災教育の推進】

- ・学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める。

**【避難困難者への対応強化】**

- ・高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。

**目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。**

(それがなされない場合の必要な対応を含む。)

**2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**【災害時応援協定等の締結】**

- ・連携強化に努めるとともに、対応力の向上を図る。

**【避難所の備蓄・設備強化】**

- ・備蓄食料や小型発電機等を計画的に配備する。

**【物資調達協定等の締結】**

- ・社会状況の変化を踏まえ、事業者と連携を深める。

**【幹線道路整備の促進】**

- ・計画的な整備を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

**【避難訓練の実施】**

- ・防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。

**【上水道の老朽化対策】**

- ・適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める。

**2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

**【連絡体制の強化：1-4 から再掲】**

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。
- ・事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。

**【道路ネットワークの構築】**

- ・計画的な改良を進める。
- ・アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

**【ヘリ発着所の確保】**

- ・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。

**【移住・定住の促進】**

- ・若年層の移住・定住促進を図り、地域コミュニティを維持する。

**【要支援者支援計画の策定：1-1 から再掲】**

- ・定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。
- ・個別計画の実施体制を避難支援関係者と連携し強化する。

**【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 から再掲】**

- ・計画的な維持管理や改修を進める。

**2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

**【消防・救急体制の強化】**

- ・消防車両をはじめとした資機材の計画的な更新を進める。
- ・医療機関等を含めた、消防・救急・救助の体制整備を図る。
- ・消防庁舎の適切な維持管理に努める。

**【地域防災力の強化】**

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

**【医療・保健・福祉の連携強化】**

- ・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

**【広域医療体制の構築】**

- ・隣接する青森県・秋田県の医療連携も進める。

**【健康診断・指導体制の充実】**

- ・健康診断受診率の向上を図り、適切な保健指導の充実に努める。

**【性別に配慮した支援】**

- ・性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
- ・相談体制の充実に努める。

**【応急手当講習会等の開催】**

- ・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。

**【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】**

- ・電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。

#### 【交通ネットワークの形成】

- ・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

#### 【自主防災組織の育成・強化：1-1 から再掲】

- ・自主防災組織の結成に向けた支援に取り組む。
- ・装備品の充実・強化を図る。

#### 【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 から再掲】

- ・計画的な維持管理や改修を進める。

#### 2-4 被災地における感染症等の大規模発生

##### 【保健師等による健康管理の強化】

- ・避難者の不安を軽減できるよう県の健康管理マニュアルに沿った健康管理に努める。
- ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。

##### 【下水道の老朽化対策：1-1 から再掲】

- ・耐震性能の確保等適切な維持管理に努める。
- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

### 目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

#### 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 【庁舎の耐震化と機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る。

##### 【業務継続計画の策定】

- ・重要業務を継続するため、業務継続計画を策定する。

##### 【住民データの保全】

- ・住民データを復旧する体制の整備を図る。
- ・庁舎間でのデータ共有のため、通信手段を強化する。
- ・自治体クラウドなど災害に強い情報システムの導入を図る。

##### 【コミュニティFMの活用：1-5 から再掲】

- ・災害時の情報提供について連携しながら適切な運用を図る。
- ・放送設備の適切な維持管理に努める。

**【公民連携まち再生事業の推進】**

- ・民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める。

**【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 から再掲】**

- ・計画的な維持管理や改修を進める。

**目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧するとともに、経済活動を維持する。**

**4-1 長年にわたる事業活動及び情報通信、エネルギー供給、上下水道施設の停止による地域経済**

**生活の混乱**

**【情報の収集・伝達手段の確保・充実】**

- ・報提供体制の充実を図る。
- ・防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める。
- ・被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める。

**【省エネルギー住宅の普及・推進】**

- ・高気密高断熱の住宅整備の普及を図る。

**【民間企業等における事業継続計画の普及】**

- ・制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

**【再生可能エネルギーの導入促進】**

- ・施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

**【労働力の確保と人材育成】**

- ・企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・女性や高齢者、障がい者が活躍できる、雇用を推進する。

**【公民連携まち再生事業の推進：3-1 から再掲】**

- ・民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める。

**【上下水道の適切な管理：1-1 から再掲】**

- ・上水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進め、耐震化を図る。
- ・下水道管渠等の耐震性能の確保等適切な維持管理に努める。
- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の保全を図る。

#### 4-2 地域交通ネットワークが分断する事態

##### 【公共交通体制の強化】

- ・路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制整備を図る。

##### 【交通ネットワークの形成：2-3 から再掲】

- ・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

##### 【地域コミュニティの再構築：6-3 から再掲】

- ・連合的な地縁組織（小規模多機能自治）等の導入を進める。
- ・人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

##### 【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 から再掲】

- ・計画的な維持管理や改修を進める。

### 目標5 制御不能な二次災害を発生させない。

#### 5-1 市街地での大規模火災の発生

##### 【地域防災力の強化：2-3 から再掲】

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

##### 【空き家対策の推進：1-1 から再掲】

- ・総合的な空き家対策を進める。

##### 【土地区画整理事業による都市機能強化：1-1 から再掲】

- ・狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

##### 【自主防災組織の育成・強化：1-1 から再掲】

- ・自主防災組織の結成に向けた支援に取り組む。
- ・装備品の充実・強化を図る。

#### 5-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

##### 【空き家対策の推進：1-1 から再掲】

- ・総合的な空き家対策を進める。

##### 【土地区画整理事業による都市機能強化：1-1 から再掲】

- ・狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

**【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 から再掲】**

- ・計画的な維持管理や改修を進める。

**5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

**【後継者等の育成】**

- ・後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

**【農地整備の促進：1-2 から再掲】**

- ・農地整備を促進する。

**【治山事業の促進：1-2 から再掲】**

- ・造林や間伐を進める。
- ・予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。

**【地域の高付加価値化】**

- ・観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図る。

**目標6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる。**

**6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【災害廃棄物処理計画の策定】**

- ・災害廃棄物を、迅速に処理する災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・民間事業者とも連携して処理体制を構築する。

**6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【ボランティア受入態勢の整備】**

- ・社会福祉協議会等との連携を強化し、被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める。

**【子育て支援の充実】**

- ・認定こども園、保育所、小学校等の連携を強化し、保護者が相談できる体制整備を図る。

**【芸術文化の振興とスポーツの推進】**

- ・芸術・文化・スポーツの振興を進める。

**【豊かな心を育む教育の充実】**

- ・郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・国際社会に対応した人材育成を図る。

**【労働力の確保と人材育成：4-1 から再掲】**

- ・企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・女性や高齢者、障がい者が活躍できる、雇用を推進する。

**【後継者等の育成：5-3 から再掲】**

- ・後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

**6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**【防災行政無線の整備：1-5 から再掲】**

- ・多様な情報伝達手段を確保する。
- ・防災行政無線のデジタル化、戸別受信について整備を進める。

**【道路ネットワークの構築：2-2 から再掲】**

- ・計画的な改良を進める。
- ・アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

**【地域コミュニティの再構築】**

- ・連合的な地縁組織（小規模多機能自治）等の導入を進める。
- ・人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

**【公民連携まち再生事業の推進：3-1 から再掲】**

- ・民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める。

**【防災士の養成：1-5 から再掲】**

- ・防災士連絡協議会を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ追加で養成を行うなど、地域の防災力向上を図る。



## 2 施策分野ごとの対応方策

### 個別施策分野 1 行政機能

#### 【公立学校の耐震化】

- ・校舎、屋内運動場の耐震化を進める。

#### 【公共施設の管理】

- ・土砂災害警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設個別管理計画に盛り込む。
- ・国土強靱化計画との整合性を図る。

#### 【関係機関との連携強化】

- ・関係機関との連携強化を図る。
- ・地域住民や町内会等との協力体制の整備を進める。

#### 【防災行政無線の整備】

- ・多様な情報伝達手段を確保する。
- ・防災行政無線のデジタル化、戸別受信について整備を進める。

#### 【災害時応援協定等の締結】

- ・連携強化に努めるとともに、対応力の向上を図る。

#### 【地域防災力の強化】

- ・消防団員確保に努める。
- ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

#### 【医療体制の強化】

- ・災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行う。
- ・各医療機関との連携を図る。

#### 【避難所の維持管理】

- ・避難所の計画的な維持修繕を行う。

#### 【公共施設の管理】

- ・廃止、撤去予定の施設は、危険箇所とならないよう公共施設個別計画で方針を明確化する。

#### 【消防・救急体制の強化】

- ・消防車両をはじめとした資機材の計画的な更新を進める。
- ・医療機関等を含めた、消防・救急・救助の体制整備を図る。

- ・消防庁舎の適切な維持管理に努める。

#### 【医療・保健・福祉の連携強化】

- ・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

#### 【広域医療体制の構築】

- ・隣接する青森県・秋田県の医療連携も進める。

#### 【し尿処理体制の強化・連携】

- ・公共下水道等の耐震性能の確保等適切な維持管理に努める。
- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

#### 【庁舎の耐震化と機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る。

#### 【業務継続計画の策定】

- ・重要業務を継続するため、業務継続計画を策定する。

#### 【住民データの保全】

- ・住民データを復旧する体制の整備を図る。
- ・庁舎間でのデータ共有のため、通信手段を強化する。

## 個別施策分野2 市民生活

#### 【住宅の耐震化】

- ・住宅の耐震化を進める。

#### 【空き家対策の推進】

- ・総合的な空き家対策を進める。

#### 【社会教育施設の耐震化】

- ・文化施設、スポーツ施設等の耐震化を進める。

#### 【地域支援体制の強化】

- ・福祉避難所の体制整備を進める。

#### 【ハザードマップの活用】

- ・地域における避難訓練の実施など、ハザードマップの活用を図る。

#### 【コミュニティFMの活用】

- ・災害時の情報提供について連携しながら適切な運用を図る。
- ・放送設備の適切な維持管理に努める。

#### 【避難所の備蓄・設備強化】

- ・備蓄食料や小型発電機等を計画的に配備する。

#### 【連絡体制の強化：共創から再掲】

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。
- ・事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。

#### 【医療・保健・福祉の連携強化】

- ・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

#### 【健康診断・指導体制の充実】

- ・健康診断受診率の向上を図り、適切な保健指導の充実に努める。

#### 【性別に配慮した支援】

- ・性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
- ・相談体制の充実に努める。

#### 【応急手当講習会等の開催】

- ・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。

#### 【保健師等による健康管理の強化】

- ・避難者の不安を軽減できるよう県の健康管理マニュアルに沿った健康管理に努める。
- ・手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。

#### 【情報の収集・伝達手段の確保・充実】

- ・報提供体制の充実に努める。
- ・防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める。
- ・被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める。

#### 【省エネルギー住宅の普及・推進】

- ・高気密高断熱の住宅整備の普及を図る。

#### 【ボランティア受入態勢の整備】

- ・社会福祉協議会等との連携を強化し、被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める。

#### 【子育て支援の充実】

- ・ 認定こども園、保育所、小学校等の連携を強化し、保護者が相談できる体制整備を図る。

#### 【芸術文化の振興とスポーツの推進】

- ・ 芸術・文化・スポーツの振興を進める。

### 個別施策分野3 産業・経済

#### 【農地整備の促進】

- ・ 農地整備を促進する。

#### 【治山事業の促進】

- ・ 造林や間伐を進める。
- ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。

#### 【物資調達協定等の締結】

- ・ 社会状況の変化を踏まえ、事業者と連携を深める。

#### 【民間企業等における事業継続計画の普及】

- ・ 制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す。

#### 【再生可能エネルギーの導入促進】

- ・ 施設や地域特性に応じた普及・導入を進める。

#### 【後継者等の育成】

- ・ 後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

### 個別施策分野4 社会基盤

#### 【土地区画整理事業による都市機能強化】

- ・ 狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める。

#### 【都市公園の防災機能強化】

- ・ 適切な維持管理に努める。
- ・ 誘導標識等の整備を進める。

#### 【電柱等の倒壊防止】

- ・電線類地中化の検討を進める。
- ・既存電柱の倒壊防止対策を進める。

#### 【雨水排水計画に基づく排水路整備】

- ・計画的に整備を促進する。

#### 【県管理河川改修の促進】

- ・早期の事業完了を県に働きかける。
- ・浸水想定区域について、雨量・水位などの情報提供により被害の低減を図る。

#### 【土砂災害危険箇所等の周知・解消】

- ・土砂災害危険箇所等を住民に周知することにより、早期の避難を促す。
- ・適切な土地利用の誘導、危険箇所の対策工事などを進める。
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める。

#### 【除雪体制の強化】

- ・民間除雪業者等との連携を強化し、さらに住民との協力体制を構築するなど、体制強化を図る。

#### 【交通対策の強化】

- ・交通機能と住民生活を維持するための取り組みを進める。

#### 【幹線道路整備の促進】

- ・計画的な整備を進める。
- ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

#### 【道路ネットワークの構築】

- ・計画的な改良を進める。
- ・アクセス道路の複数化など道路ネットワークを整備する。

#### 【ヘリ発着所の確保】

- ・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。

#### 【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】

- ・電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。

#### 【交通ネットワークの形成】

- ・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。

#### 【下水道の老朽化対策：1-1 から再掲】

- ・耐震性能の確保等適切な維持管理に努める。

- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る。

#### 【公共交通体制の強化】

- ・路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制整備を図る。

#### 【災害廃棄物処理計画の策定】

- ・災害廃棄物を、迅速に処理する災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・民間事業者とも連携して処理体制を構築する。

### 横断的施策分野 1 共創

#### 【要支援者支援計画の策定】

- ・定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。
- ・個別計画の実施体制を避難支援関係者と連携し強化する。

#### 【自主防災組織の育成・強化】

- ・自主防災組織の結成に向けた支援に取り組む。
- ・装備品の充実・強化を図る。

#### 【地区集会所等の防災機能強化】

- ・適切な維持管理に努める。
- ・支援制度を活用し機能強化を図る。

#### 【連絡体制の強化】

- ・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。
- ・事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。

#### 【防災士の養成】

- ・防災士連絡協議会を活用しスキルアップを図る。
- ・必要に応じ追加で養成を行うなど、地域の防災力向上を図る。

#### 【防災教育の推進】

- ・学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める。

#### 【避難困難者への対応強化】

- ・高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。

#### 【避難訓練の実施】

- ・防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。

#### 【移住・定住の促進】

- ・若年層の移住・定住促進を図り、地域コミュニティを維持する。

#### 【社会福祉協議会との連携強化】

- ・支援の担い手となる社会福祉協議会と連携し、医療・福祉体制を強化する。

#### 【労働力の確保と人材育成】

- ・企業と求職者のマッチング機能を高める。
- ・女性や高齢者、障がい者が活躍できる、雇用を推進する。

#### 【地域の高付加価値化】

- ・観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図る。

#### 【豊かな心を育む教育の充実】

- ・郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・国際社会に対応した人材育成を図る。

#### 【後継者等の育成：産業・経済から再掲】

- ・後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

#### 【地域コミュニティの再構築】

- ・連合的な地縁組織（小規模多機能自治）等の導入を進める。
- ・人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

#### 【公民連携まち再生事業の推進】

- ・民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める。

## 横断的施策分野2 老朽化対策

#### 【公営住宅の老朽化対策】

- ・適切な維持管理に努め、計画的な改修を進める。
- ・市全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める。

#### 【道路・橋梁等の適切な管理】

- ・計画的な維持管理や改修を進める。

【上下水道の適切な管理：1-1 から再掲】

- ・上水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進め、耐震化を図る。
- ・下水道管渠等の耐震性能の確保等適切な維持管理に努める。
- ・し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の保全を図る。



### 3 重点施策

#### (1) 重点化施策の選定

1及び2で示した強靱化の推進方策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を「重点化施策」として選定する。

なお、重点化施策については、「第2次二戸市総合計画」と整合性を図るとともに、アクションプランに掲げた目標指標から、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標をKPI（重要業績評価指標）として進捗管理を行っていくものとする。

#### (2) 重点化施策（個別施策分野）

##### ① 行政機能

###### 【災害対策本部を設置する庁舎機能の強化】

大規模自然災害が発生した際に、災害対策の拠点となる本庁舎及び浄法寺総合支所、総合福祉センター、消防署等については、施設の耐震化及び非常用発電設備の整備は完了している。また、産業振興部、建設整備部が入居する、岩手県二戸地区合同庁舎も耐震化等については完了している。

一方で、行政組織が市内に分散しており、情報の一元化の面から、通信手段や集約体制等の整備を進める必要がある。

このことから、拠点となる施設について、耐震化に加えライフラインの確保について検討を進めるとともに、情報収集・発信手段の多様化、集約体制の整備など、災害拠点としての機能強化を進める。

###### 【住民等との連携による地域防災力の強化】

各町内会等での自主防災組織の設立や防災士の養成に取り組むなど、住民自らが災害に備える体制づくりに取り組んでおり、防災に対する意識や災害への対応力は向上している。また、防災訓練を通じた、地域内の土砂災害危険箇所の把握や避難経路・避難場所の確認など、行政と住民の連携体制の構築も図られてきた。

その一方で、人口減少や少子・高齢化により、地域防災の担い手となる消防団員が減少しており、特に、昼間に活動可能な消防団員を確保することが課題となっている。

このことから、引き続き自主防災組織の設立や防災士の活動促進など、市全体で防災意識を高める取り組みを推進する。また、消防団員の確保に向けて、住民や企業の理解を進め、入団しや

すく活動しやすい社会・地域環境の整備に努める。

### 【消防・救急体制の強化】

市消防団と常備消防については、日ごろから連携した防災活動に取り組んでおり、火災をはじめ風水害、雪害の警戒・救助などに対し、迅速な対応がなされている。また、装備品についても計画的に配備・更新を行うなど、災害に備えた増強を図っている。

しかし、多数の負傷者が発生する大規模自然災害においては、医療機関と連携・協力し負傷者に対応することが求められる。

このことから、消防団と常備消防の連携強化に引き続き取り組むとともに、救急医療を担う医療機関との連携強化に努め、救助・救急体制の強化を図る。

### 【広域連携体制の構築】

八戸・久慈・二戸の三市を中心とした三圏域における災害協定や青森・岩手・山梨の平成南部藩ゆかりの地における災害協定など、近隣自治体はもとより、遠隔自治体間の災害協定など、広範囲の被災に備えた相互応援体制の構築が進んでいる。

また、二戸医師会をはじめとした医療関係機関、電力、ガス、工事業者、食品販売業者など、災害時の救急・医療やインフラ、食料・物資を確保するための協定も締結するなど、災害時に命を守る取り組みが進められている。

一方で、行政区分が岩手県であるものの、県境部に位置することから、住民活動においては隣接する青森県や秋田県の自治体とも密接な関係がある。

このことから、岩手県内に限らず、青森、秋田両県の自治体とも、災害時の医療・福祉の確保や食料・物資の調達などの協力関係を構築するなど、住民活動の広がりにも即した広域連携体制の構築について検討を進める。

### 【業務継続計画の策定】

業務継続計画は、災害により行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画であり、非常時優先業務の実施を確保するものである。

しかし、本市においてこの計画は策定されておらず、庁舎が使用できなくなった場合の対応や職員の水・食料等の確保などが不明確となっている。

このことから、地域防災計画と整合性を図りながら、本市の庁舎・職員等が被災し、行政資源の制約が伴う条件下において、非常時優先業務の実施を確保する計画策定を進める。

### 【K P I 指標（重要業績評価指標）】

・消防団員数	810 人	(H29)	→	800 人	(H32)
・自主防災組織加入率	55.1%	(H29)	→	75%	(H32)
・自治体連携の枠組み	4 件	(H29)	→	5 件	(H32)
・業務継続計画	未策定	(H29)	→	策定	(H32)

## ② 市民生活

### 【住宅等の耐震化の推進】

一般住宅の耐震化については、その必要性や耐震診断・耐震改修支援制度の周知に努め、耐震化率の向上に向けた取り組みを進めている。また、不特定多数が集まる二戸市民文化会館や二戸市総合スポーツセンター等の社会教育施設についても耐震化を進めるとともに、施設の適切な管理のための改修を計画的に進めている。

しかしながら、一般住宅においては、経済的な費用負担が発生することから、特に高齢者世帯で耐震改修等が進んでいないのが現状である。

このことから、引き続き耐震化の必要性や支援制度の周知に努めるとともに、経済的に費用負担が困難な世帯等への支援制度について検討を進める。また、社会教育施設については、避難所となっている施設を中心に耐震化を進め、あわせて災害時の物資等の備蓄を進める。

### 【空き家対策の推進】

平成 28 年度の調査により、適切に管理されていない空き家等を確認し、現在詳細な調査を進めているが、就職等に伴い市外へ転居し、年に数回しか使われない住宅も相当数ある。

このことから、所有者等に対し、条例に基づき適切な管理を促すとともに、解体を推進する支援策や、移住・定住や市内の住み替えに向けた空き家バンク制度の創設など、資産の有効活用に向けた取り組みを進める。

### 【医療・保健・福祉の連携強化】

市が行う保健事業については、二戸医師会等と連携しながら施策・事業に取り組むなど、すでに一定の協力関係が構築されている。また、避難行動要支援者の個別計画策定など、関係機関での連携や情報共有も進められている。

しかし、大規模災害時には、複数カ所で不特定多数の被害が発生することに加え、福祉サービスを受けながら地域社会で暮らしている住民や、市外からの来訪者などへの対応も必要になる。

このことから、関係機関の連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、消防・医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、被災時には医療や福祉の資源を総動員できる地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

#### 【健康診断・指導体制の充実】

病気の早期予防等については、健康管理システムにより、検診結果をデータ化し必要な保健指導を行うなど、早期発見や重症化・慢性化を抑制する取り組みを進めている。

しかし、受診率が低く潜在的な疾病リスクを抱えている住民の早期発見や、疾病予防、重症化予防に結びついていないのが現状であり、避難生活が長期にわたる場合には、環境の変化による発症リスクも想定される。

このことから、地域や企業の協力により、引き続き受診率の向上に取り組むとともに、蓄積された検診データの活用により疾病リスクを有する住民に対する指導体制の充実を図る。

#### 【子育て相談体制の充実】

子育て支援については、保育料や医療費など保護者の経済的負担に対する支援を行うとともに、子育て中の保護者に対し、相談員を配置するなど育児や家庭についての相談体制の充実を図ってきた。

しかし、被災や避難生活などにより生活環境が変化し、新たなストレスが発生することで、心身に不調を来すことも想定される。また、就業環境の変化による保護者へのストレスが、子どもに向けられることによる虐待等も想定される。

このことから、従来の相談体制に加え、認定こども園や保育所、小学校の保育士・教員等の連携を強化し、保護者が被災時に相談できる体制充実に向けた検討を進める。

#### 【情報の収集・伝達手段の確保・充実】

災害時の情報伝達手段については、防災行政無線やインターネット、メール、コミュニティFMなど、行政・民間事業者の協力による体制が構築されており、住民の早期避難や災害状況の周知に役立っている。

一方、災害情報の収集については、住民をはじめ、警察、消防団、土木、医療、福祉などの関係者からの提供となっており、被害の規模や緊急度を客観的に判断できないケースも散見される。また、その手段についても電話による口頭伝達であり、電話が利用できない場合は収集できる情報量が極端に減少することも予想される。

このことから、電話回線切断など災害時に想定される状況に対応した情報収集体制の強化を図るとともに、収集した情報の客観的判断基準を関係機関で共有するなど、緊急度に応じ人的・物

的資源を投入できる体制づくりを進める。

**【K P I 指標（重要業績評価指標）】**

・木造住宅耐震診断戸数	15戸	(H29)	→	15戸	(H32)
・空き家バンクによる賃貸売買成約数（延べ）	0戸	(H29)	→	3戸	(H32)
・特定健診受診率	43.0%	(H29)	→	50.0%	(H32)
・地域子ども・子育て支援拠点数	3箇所	(H29)	→	5箇所	(H32)

### ③ 産業・経済

**【農地・山林整備の促進と後継者等の育成】**

農地や山林は農産物等の生産基盤であることに加え、洪水防止機能や土砂崩壊防止機能、土壌侵食（流出）防止機能、地下水涵養機能など、防災に対しても多面的な機能を持っており、本市においては農林畜産業の振興を図るため農地等の整備を進めている。

しかし、産業構造の変化や社会・経済状況の変化などの影響により、就業者の減少や高齢化が進んでおり、後継者の確保が難しい、あるいは、耕作放棄地が増加する、森林が荒廃するなど複合的な課題を抱えている。

このことから、引き続き農地・森林等の整備を促進するとともに、集落営農や法人化、新規就業者の受け入れなどを推進し、事業とともに資産を継承する取り組みを進める。また、各種支援制度により、後継者確保と事業経営の安定化に向けた取り組みを進める。

**【民間企業等における事業継続計画の普及】**

事業継続計画（BCP）は、自然災害、大火災などの緊急事態が発生した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段を示す計画である。

しかし、市内の民間企業においては、補助等の採択要件となっているなど必要が生じた場合には策定するといったように、積極的に策定する動きが見られない。

このことから、経営基盤が脆弱な中小企業を中心に、災害時に倒産や事業縮小を回避し、事業の継続・早期復旧するために、事業継続計画趣旨の普及・啓発を図る。

**【再生可能エネルギーの導入促進】**

国においては、東日本大震災等を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めている。

一方、本市の再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進などは、地域内で生み出された価値を地域内で消費するといった、地域経済の好循環を促す視点から進められている。

このことから、引き続き経済的な視点からのエネルギー施策を推進するとともに、地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型の地域づくりに向けた検討を進める。

**【KPI指標（重要業績評価指標）】**

・新規就農者	6人	(H29)	→	15人	(H32)
・集落営農組織・農業法人数	2組織	(H29)	→	4組織	(H32)
・公共施設再生可能エネルギー等施設導入数	3施設	(H29)	→	5施設	(H32)
・二戸型住宅の建築件数（延べ）	0件	(H29)	→	30件	(H32)

#### ④ 社会基盤

**【道路整備の促進】**

市道の整備・改修については、生活環境の向上や安全性の確保、防災性の向上など、生活に身近な道路整備を計画的に進めている。また、市民協働道路整備など、市民の協力を得ながら、認定外道路の整備にも取り組んでいる。

一方、通学路への歩道設置や局所的な拡幅・改修など、市民からはいまだに多くの要望が寄せられているのが現状である。

このことから、災害発生時の避難路・輸送路という視点を踏まえ、国・県道や幹線市道との連携を重視した計画的な整備を促進するとともに、交通安全施設などの工作物や電柱などが、災害時に交通を遮断しないよう配慮しながら道路整備を促進する。

**【土地区画整理事業による都市機能強化】**

本市においては、荷渡地区において土地区画整理事業でまちづくりが行われ、官公署や公共施設、商業施設などの立地により、本市の新しい中心地となりつつある。また、東北新幹線盛岡・八戸間の開業にあわせ、新幹線二戸駅周辺地区においても、土地区画整理事業により暮らしやすいまちづくりを進めているが、施行面積が広いことから事業の進捗に相当の期間を要しており、早期の完成が望まれている。

このことから、狭隘道路の解消、住宅密集地の解消など、面的な整備により一体的に解決する土地区画整理事業を一層推進し、都市機能と防災機能の強化を図ることにより災害に強いまちづくりを目指す。

## 【除雪体制の強化】

幹線道路については、NPOや民間事業者への委託等により除雪体制の整備が図られている。また、町内会等への除雪機の貸与、あるいは、除雪燃料への支援など住民の協力による除雪体制の整備も進んでいる。

しかし、50cm を超える降雪量があった場合は、生活に身近な道路を中心に通行不能になることも散見される。また、地域によっては、高齢者世帯の宅地内の除排雪ができないケースも見られるなど、地域の特性を踏まえた体制整備が求められている。

このことから、これまで以上に民間業者等との連携を強化するとともに、地域住民の協力による除排雪体制の強化を進める。

## 【交通ネットワークの形成と公共交通体制の強化】

災害時に国道・県道・市道が果たす役割について、道路管理者間で情報共有を図るなど、人とモノを輸送できる体制整備に向けた仕組みづくりが進んでいる。また、公共交通については、鉄道事業者が耐震性向上に向けた取り組みを推進し、災害時の輸送についてバス事業者と協定を締結するなど、災害に備えた体制づくりが進んでいる。

しかし、周辺部は集落が点在し、移動手段が自家用車に限られている、あるいは、集落までのアクセス道路が一つしかない地区があるなど、大規模災害時に人とモノを輸送するための仕組みが整備されていないのが現状である。

このことから、各道路管理者と住民や民間事業者が協力し、公共交通体制の強化や支援ルート確保に向けた交通ネットワークの形成など、避難・支援両面からの交通体系整備に努める。

### 【KPI 指標（重要業績評価指標）】

・市道改良済延長	300.5m	(H29)	→	304m	(H32)
・市道舗装補修	1,550m	(H29)	→	3,500m	(H32)
・市民協働道路整備地区	12箇所	(H29)	→	18箇所	(H32)
・橋梁補修	6橋	(H29)	→	12橋	(H32)
・土地区画整理事業整備面積	49.4ha	(H29)	→	54.3ha	(H32)
・除雪機械更新台数	0台	(H29)	→	4台	(H32)
・小型除雪機械購入台数	27台	(H29)	→	36台	(H32)
・コミュニティバス利用者数	34,300人	(H29)	→	35,000人	(H32)

### (3) 重点化施策（横断的分野）

#### ① 共創

##### 【防災意識の向上と知識の普及啓発の推進】

各町内会等において、自主防災組織の設立に取り組んでおり、平成28年度末での結成率は55.1%となっており、住民の防災意識も高まっている。また、これまで145名の防災士が養成され、災害に対する知識の普及も進んでいる。

一方、自主防災組織の設立が難しい地域があるほか、地域の防災活動へ若年層の参加が少ないなど、地域や年齢によって防災意識が低い傾向もみられる。

このことから、引き続き自主防災組織の設立を促すとともに、地域の消防団や防災士との連携強化や装備品の充実等に取り組むことで、市民の防災意識の向上と防災知識の普及・啓発を進める。

##### 【防災教育の推進】

東日本大震災など大規模自然災害を契機に防災教育の重要性が認識され、全国各地において児童・生徒の安全確保に向けた教育が進められており、本市においても、各小中学校で防災知識の普及や避難訓練などに取り組んでいる。また、災害復興の大きな力となる、郷土に対する愛着と誇りを育む教育も進められている。

一方、災害は児童・生徒の在学時間に発生するとは限らず、また、被災後は教員に加え、地域住民の協力により子どもたちの生活を支える必要があり、これまで以上に学校・家庭・地域が連携した取り組みが求められている。

このことから、児童・生徒等の活動状況をはじめ様々な条件下で、学校・家庭・地域が一体となって防災教育を推進するとともに、子どもたちが「自分の命を自分で守りぬく」防災教育を推進する。また、再建の力となる郷土に対する「愛着」と「誇り」を育むために、引き続き本市の歴史や文化、人物、産業などを学ぶ教育を推進する。

##### 【地域資源の連携による付加価値の向上】

本市は、漆をはじめ特徴ある産業や伝統文化など、生活のなかで培われてきた多くの魅力を有しており、交流による人的なつながりは災害時に大きな発揮する。

しかし、これまでは単独で、なおかつ、一方的な情報発信となっていたことから、交流人口の増加に結びついていないのが現状である。

このことから、農林業、歴史、文化、生活様式などの地域資源の連携により、地域全体の価値



の向上を図り「二戸に来てもらう」人的なつながりを深める交流を推進する。

#### 【労働力の確保と人材育成（一部産業から再掲）】

第一次産業における後継者確保・事業継承については、各種支援制度により所得の向上と経営の安定化に取り組んでおり、商工業についても各種支援制度により、起業や事業拡大を目指す事業者を支援している。

しかし、市内の中小企業者、あるいは、個人事業者の中には、消費者の購買行動や流通経路の変化により、事業を廃止・縮小し、日常の買い物が困難になるケースが見受けられる。また、製造業において求人企業と求職者のミスマッチが生じており、労働力の確保が課題となっている。

このことから、災害からの復興・再建のための経済活動を維持するために、引き続き起業や事業拡大を目指す事業者を支援するとともに、地域にある空き店舗等の未利用資産の有効活用を進める。また、企業と求職者等のマッチング機能の強化を図るとともに、女性や高齢者、障がい者の雇用を促進する取り組みを進める。

#### 【持続可能な地域づくりの推進】

人口減少や少子・高齢化が進むなか、地域づくり計画の策定や町内会等支援交付金などの制度により、地域の活性化に向けた住民主体の取り組みを支援している。また、平成 28 年度からは、民間の力を活用して地域再生を目指す公民連携まち再生事業にも取り組んでいる。

しかし、人口減少等により、地域コミュニティの弱体化、あるいは、予算・職員など行政資源の減少といった影響が現れており、災害時に「共助」を担う地域コミュニティの再構築と民間と連携した公共サービスの提供を確保することが課題となっている。

このことから、小規模多機能自治組織に代表されるような、複数町内会で人的不足を相互に補完する機能の強化を図るとともに、住民や民間事業者、金融機関等と連携し持続可能な地域づくりを推進する。

### 【K P I 指標（重要業績評価指標）】

・消防団員数	810 人	(H29)	→	800 人	(H32)
・自主防災組織加入率	55.1%	(H29)	→	75%	(H32)
・観光客数	52 万人	(H29)	→	70 万人	(H32)
・就職決定者数	100 人	(H29)	→	100 人	(H32)
・支援事業者数（年）	5 件	(H29)	→	3 件	(H32)
・創業者数（延べ）	4 件	(H29)	→	10 件	(H32)
・二戸地区拠点工業団地分譲率	37.5%	(H29)	→	72.9%	(H32)
・町内会等自治組織の組織率	92.1%	(H29)	→	95.7%	(H32)
・交付金等活用自治組織数	137 組織	(H29)	→	152 組織	(H32)

## ② 老朽化対策

### 【公営住宅の老朽化対策】

既存の住宅については、市営住宅等長寿命化計画に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

一方、建築年が古い建物が多いことから、突発的な修繕が必要になるケースも見られるなど、入居者の安全・安心確保が求められている。

このことから、引き続き適切な維持管理と計画的な改修に努めるとともに、市全体の住宅政策を踏まえ、適切な管理戸数、配置について検討を進める。

### 【道路・橋梁等の老朽化対策】

道路・橋梁については、長寿命化計画に基づき改修を進めるとともに、適切な維持管理に努めている。

しかし、市道延長が 700km を超えることから、一部の市道においては老朽化により、災害が発生した際に、通行止めとなる可能性が高くなっている。

このことから、災害時の避難路や、支援する人やモノの輸送路となる市道を中心に、適切な維持管理と改修を進めるとともに、防災の視点から長寿命化計画等を適宜変更し、計画的に改修を進める。

### 【上下水道の老朽化対策】

上下水道施設については、長寿命化、耐震化計画等に基づき改修を進めるとともに、適切な維

持管理に努めている。

しかし、大規模災害発生時には管路の破損、電力供給の長期間の断絶による施設・設備の停止などが想定され、特に、飲料水の供給停止は、避難生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

このことから、計画的に老朽化対策を進めるとともに、民間事業者との物資提供協定の締結や自治体間での災害応援協定の締結、し尿処理業者との連携など、様々なケースを想定した供給・処理体制の整備に努める。

**【K P I 指標（重要業績評価指標）】**

・市営住宅管理戸数	377 戸	(H29)	→	357 戸	(H32)
・市道舗装補修	1,550m	(H29)	→	3,500m	(H32)
・橋梁補修	6 橋	(H29)	→	12 橋	(H32)
・水道普及率	97.5%	(H29)	→	97.5%	(H32)
・汚水処理人口普及率	59.0%	(H29)	→	71.5%	(H32)
・上水道管路の耐震化率	49.3%	(H29)	→	53.0%	(H32)

## 4 計画の推進と進捗管理

### (1) 推進体制

市民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各種リスク情報、取組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組みの展開を図る。

### (2) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはPDC Aサイクル（PLAN（計画策定）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（処置・改善））により行う。

具体的には、第2次二戸市総合計画アクションプランに掲げられた目標指標と連動して設定した、それぞれの取り組みにおけるK P I 指標（重要業績評価指標）を検証し、市民等からの意見を踏まえ見直しを行い公表するとともに、次年度以降の施策や事業に反映する。

### (3) 計画の見直し

本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、第2次二戸市総合計画に変更が生じた場合、また、国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行う。

## <資料>

### 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

#### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 【公立学校の耐震化】

- 市内小中学校12校は、校舎・屋内運動場とも耐震化が完了している。  
⇒ 適切な維持管理に努めるとともに、避難所としての機能確保・強化を図る必要がある。

##### 【住宅の耐震化】

- 住宅の耐震化率は57%となっているが、耐震診断・耐震改修の件数は横ばい状態である。  
⇒ 耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

##### 【空き家対策の推進】

- 適切に管理されていない空き家等が把握された。また、二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例を平成30年4月から施行した。  
⇒ 危険な空き家の解体を促すとともに、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。

##### 【社会教育施設の耐震化】

- 文化会館等の社会教育施設の耐震化率は75%、また、スポーツセンター等の体育施設の耐震化率は50%となっているが、避難所としての機能確保に至っていない。  
⇒ 引き続き耐震改修に努めるとともに、既存の施設の見直しや避難所としての機能確保・強化に努める必要がある。

##### 【地域支援体制の強化】

- 心身に障がいを持つ人など何らかの特別な配慮が必要となる方が、被災後も安心して暮らせるための体制が整っていない。  
⇒ 福祉法人等と福祉避難所の協定を締結しており、今後も連携を強化するとともに、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

##### 【土地区画整理事業による都市機能強化】

- 古い住宅が密集する地区において、区画整理事業により、道路・住環境の整備を一体的に進めている。  
⇒ 今後も土地区画整理事業により、狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。

##### 【都市公園の防災機能強化】

- 市民の協力により維持管理されているが、誘導表示等が不足している。  
⇒ 指定緊急避難場所となる都市公園については、引き続き、地域住民と協力しながら、適切な維持管理に努める必要がある。また、災害発生時には、居住区域以外の者も利用することから、誘導標識等の整備を進める必

要がある。

#### 【電柱等の倒壊防止】

- 中心市街地の県道や住宅密集地の市道は、電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。  
⇒ 事業者の協力を得ながら、電線類地中化の検討を進めるとともに、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。

#### 【要支援者支援計画の策定】

- 災害時に円滑な避難支援を行うための、避難行動要支援者名簿、個別計画については作成・策定済みである。  
⇒ 名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。また、具体的な支援方法を定めた個別計画の実施体制について、支援関係者と連携し強化する必要がある。

#### 【自主防災組織の育成・強化】

- 自主防災組織の組織率は55.1%となっているが、カバー率は全国平均、県平均を下回っている。  
⇒ 今後も、自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、装備品の充実・強化を図る必要がある。

#### 【地区集会所等の防災機能強化】

- 市民の協力により維持管理されているが、看板や防災備品が不足している。避難所の災害種別等を周知する看板については、平成29年度に設置済みである。  
⇒ 指定緊急避難場所、指定避難所となっていることから、引き続き地域住民と協力しながら、適切な維持管理に努めるとともに、支援制度を活用しながら、機能強化を図る必要がある。

#### 【公営住宅の老朽化対策】

- 市営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等を進めているが、改修が必要な施設が年々増加傾向にある。  
⇒ 適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進める必要がある。また、民間賃貸住宅の動向や空き家の利活用など、市全体の住宅政策を踏まえ、適切な戸数や配置等について検討を進める必要がある。

#### 【道路・橋梁等の適切な管理】

- 長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。  
⇒ 幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

#### 【ハザードマップの活用】

- 市内の浸水想定区域等を示したハザードマップを作成し、各世帯に配布済みである。  
⇒ 地域の危険箇所を事前に把握し、避難訓練を実施するなど、ハザードマップの活用を図る必要がある。

#### 【農地整備の促進】

- 耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。  
⇒ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

#### 【雨水排水計画に基づく排水路整備】

- 豪雨等による浸水被害を低減するために、側溝整備を進めているが、未整備箇所が残っている。  
⇒ 今後も計画的に整備を促進し、浸水被害の低減を図る必要がある。

#### 【県管理河川改修の促進】

- 県管理河川の改修が進められているが、事業完了まで長期間を要する。
  - ⇒ 早期の事業完了を県に働きかけるとともに、増水による浸水想定区域については、雨量・水位などの情報提供により、被害の低減を図る必要がある。

### 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### 【公共施設の管理】

- 公共施設の改修、更新についてはハザードマップの情報と照らし合わせて検討していく。
  - ⇒ 土砂災害警戒区域内の公共施設を調査し、公共施設個別管理計画に盛り込み、国土強靱化計画との整合性を図る。

#### 【ハザードマップの活用：1-2 再掲】

- 市内の土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを作成し、各世帯に配布済みである。
  - ⇒ 地域の危険箇所を事前に把握し、避難訓練を実施するなど、ハザードマップの活用を図る必要がある。

#### 【治山事業の促進】

- 森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。
  - ⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

#### 【土砂災害危険箇所等の周知・解消】

- 中山間地域であり、山間部を中心に急傾斜地が多く、土砂災害により死傷者が発生した例もある。
  - ⇒ ハザードマップにより危険箇所の周知を図るとともに、適切な土地利用の誘導、危険箇所の対策工事などを進める必要がある。また、がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める必要がある。

### 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

#### 【関係機関との連携強化】

- 道路管理者や電力会社などと、災害時の連携協定を締結するなど、被害低減に向けた取り組みを進めている。
  - ⇒ 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や町内会等との協力体制も整備する必要がある。

#### 【除雪体制の強化】

- 除雪機械を有する民間除雪事業者等と、降雪時の除雪委託を締結し、速やかな除雪体制を整えている。
  - ⇒ 降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、市民生活に影響を及ぼす可能性があることから、民間除雪事業者等との連携を強化することや、さらなる住民との協力体制を構築するなど、体制の強化が必要である。

#### 【交通対策の強化】

- 幹線道路については早期に交通が確保されるが、店舗や住宅が密集する中心部において、排雪が間に合わず、交通が麻痺するケースもある。
  - ⇒ 空地を活用した排雪場所の確保など、交通機能と住民生活を維持するための取り組みを進める必要がある。

#### 【連絡体制の強化】

- 交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある集落が点在している。  
⇒ 孤立のおそれがある集落の連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する必要がある。

### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### 【防災行政無線の整備】

- 防災行政無線は全域をカバーしているが、屋内で聞き取れない場合がある。  
⇒ ホームページ、コミュニティFMなど、多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線のデジタル化、戸別受信について整備を進める必要がある。

#### 【コミュニティFMの活用】

- NPOの運営するコミュニティFMの視聴エリアを市内全域となるよう、中継基地を整備するとともに、災害時の非常発電設備も整備した。  
⇒ 災害時の情報提供について、今後とも連携しながら適切な運用を図るとともに、設備の適切な維持管理に努める。

#### 【防災士の養成】

- 東日本大震災を契機とし、住民による「自助」の力を高めるため、各地区の消防団員等を中心に防災士を145名養成した。  
⇒ 防災士連絡協議会を活用しスキルアップを図るとともに、必要に応じ追加養成を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。

#### 【防災教育の推進】

- 各小中学校で避難訓練等を実施し、児童・生徒の防災意識の向上に努めている。  
⇒ これまで以上に学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める必要がある。

#### 【避難困難者への対応強化】

- 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画により、災害時の支援体制が整えられている。  
⇒ 個別計画により支援体制を整えているものの、災害発生時には、高齢者、障がい者、難病患者、外国人など避難困難者への対応を図ることが必要となる。



目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む。)

### 2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【災害時応援協定等の締結】

- 二戸、久慈、八戸広域圏の自治体間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資提供協定を締結するなど連携強化を進めている。  
⇒ 今後も連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。

#### 【避難所の備蓄・設備強化】

- 非常用の食料や医薬品、発電設備等が整備されている指定避難所等が少ない。  
⇒ 一定の区域内で拠点となる避難所等に、備蓄食料や小型発電機等を計画的に配備することが必要である。

#### 【物資調達協定等の締結】

- 非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結している。  
⇒ 事業者との協議を行うなど、より一層連携を深めていく必要がある。

#### 【幹線道路整備の促進】

- 市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が行われている。  
⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮して整備を進める必要がある。

#### 【避難訓練の実施】

- 市が行う防災訓練のほか、各地域においても避難訓練等を実施するなど、日ごろから災害に備えている。  
⇒ 災害発生時は、住民が自主的に行動することが重要であることから、今後も防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるために、防災訓練等に取り組む必要がある。

#### 【上水道の老朽化対策】

- 老朽化して耐震性の低い、配水池や送水管等の耐震化を計画的に進めている。  
⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して改修を進める必要がある。

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

#### 【連絡体制の強化：1-4再掲】

- 交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある集落が点在している。  
⇒ 孤立のおそれがある集落の連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する必要がある。

#### 【道路ネットワークの構築】

- 中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、山間部の路線等については、急こう配や急カーブなどの危険箇所が多くなっている。  
⇒ 今後も計画的な改良を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

#### 【ヘリ発着所の確保】

- 山間部においては、小中学校の校庭など、ヘリコプターの発着ができる場所が少ない。  
⇒ 道路が寸断された際の、ヘリコプターによる救助に備え、発着所の確保を進める必要がある。

#### 【移住・定住の促進】

- 人口減少等により、地域コミュニティが弱体化している集落が見受けられる。  
⇒ 移住・定住希望者への就業支援、住居支援等により、若年層の移住・定住促進を図り、地域コミュニティを維持する必要がある。

#### 【要支援者支援計画の策定：1-1 再掲】

- 災害時に円滑な避難支援を行うための、避難行動要支援者名簿、個別計画については作成・策定済みである。  
⇒ 名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。また、具体的な避難方法を定めた個別計画の実施体制を、避難支援関係者と連携し強化する必要がある。

#### 【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】

- 長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。  
⇒ 幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

### 2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### 【消防・救急体制の強化】

- 消防業務は広域組合で行っており、日ごろから市消防団との連携を強化する取り組みを進めている。また、消防・救急車両をはじめとした、資機材についても計画的な更新を行っている。  
⇒ 引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。
- 二戸消防署、浄法寺分署については、耐震基準を満たした建替え整備が完了している。  
⇒ 適切な維持管理に努め、機能低下を防止する必要がある。【地域防災力の強化】
- 少子高齢化、人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となっている。  
⇒ 引き続き団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

#### 【医療体制の強化】

- 医師会をはじめ関係機関と災害時応援協定を締結するなど、医療体制確保に努めている。  
⇒ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、今後も各医療機関と密接な連携を図る必要がある。

#### 【広域医療体制の構築】

- 地震等の広域災害発生時の体制整備を進めているが、隣接する青森県等との協議は行われていない。  
⇒ 経済圏・生活圏も踏まえ、隣接する青森県・秋田県の医療連携も進める必要がある。

#### 【避難所の維持管理】

- 避難所に指定している公共施設については、緊急時に支障の無いよう、適切な維持管理に努めている。  
⇒ 避難所は、公共施設個別管理計画においても優先的、計画的な維持修繕の対応が必要である。

#### 【公共施設の管理】

- 廃止後、別用途としている施設についても、老朽化施設については撤去を検討する。  
⇒ 撤去予定の廃止済み施設についても、老朽化による危険箇所とならないように公共施設個別計画にて撤去の方針を明確化していく。

#### 【医療・保健・福祉の連携強化】

- 二戸医師会をはじめ、関係機関とはすでに協力・連携関係が構築されているが、避難行動要支援者に加え、要介護者や来訪者への対応も必要になる。  
⇒ 連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、地域災害医療体制の確立に向けた検討を進める。

#### 【健康診断・指導体制の充実】

- 健康管理システムを活用し、個人の健康診断結果等に基づく健康指導を行っている。  
⇒ 避難所等において、健康管理は特に重要となることから、健康診断受診率の向上を図り健康情報の把握に努めるとともに、適切な保健指導体制を確保する必要がある。

#### 【性別に配慮した支援】

- 避難生活による環境変化や役割の偏重などのストレスにより、心身に不調を来すケースがある。  
⇒ 日ごろから、性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図る必要がある。

#### 【応急手当講習会等の開催】

- 防災士については普通救命講習を受講済みであるが、地域住民の受講は限定的である。  
⇒ 災害発生の初期は、地域住民が相互に応急手当を行うケースが想定されることから、講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む必要がある。

#### 【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】

- 非常用発電設備等、電気については各施設で整備が進んでいるが、水道・ガス・通信が寸断された場合の対応については脆弱な部分がある。  
⇒ 電気・水道・通信などの都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する必要がある。

#### 【交通ネットワークの形成】

- 鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。  
⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。

#### 【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】

- 自主防災組織の組織率は55.1%となっているが、カバー率は全国平均、県平均を下回っている。  
⇒ 今後も、自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、装備品の充実・強化を図る必要がある。

#### 【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】

- 長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。  
⇒ 幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

## 2-4 被災地における感染症等の大規模発生

### 【保健師等による健康・管理の強化】

- 生活環境の変化により、体調を崩す住民や持病の悪化に不安を抱く住民が見られる。
  - ⇒ 医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の低減を図る必要がある。

### 【汚水処理施設等の機能連携によるし尿処理の確保】

- 排泄されるし尿の処理等に支障がないよう、類似機能間での連携も必要となる。
  - ⇒ 「公共下水道」及び「公共施設等の合併処理浄化槽」の機能維持、復旧により、被災・破損区域・施設の排水処理連携を行い、災害用マンホールトイレ等の活用により公衆衛生を確保する。
  - ⇒ し尿処理施設が被災した場合、下水道処理場機能と連携を図り、いわゆる「ミックス処理」を緊急避難措置として実施する必要がある。
  - ⇒ 処理物の運搬等に必要不可欠な「し尿収集業者」との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る必要がある。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【庁舎の耐震化と機能強化】

- 災害時に防災拠点となる、本庁舎、総合支所、消防署、福祉センター等については耐震化済みである。  
⇒ 耐震化済みの庁舎については、適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。

【業務継続計画の策定】

- 重要業務を継続するための、業務継続計画が未策定となっている。  
⇒ 災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定する必要がある。

【住民データの保全】

- 住民の個人データ、税関係データ等については、適切にバックアップを確保している。  
⇒ 災害時に住民データを復旧する体制の整備、また、庁舎間で共有するため通信手段の確保等について強化していく必要がある。

【コミュニティFMの活用：1-5 再掲】

- NPOの運営するコミュニティFMの視聴エリアを市内全域となるよう、中継基地を整備するとともに、災害時の非常発電設備も整備した。  
⇒ 災害時の情報提供について、今後とも連携しながら適切な運用を図るとともに、設備の適切な維持管理に努める。

【公民連携まち再生事業の推進】

- 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。  
⇒ 住民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】

- 長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。  
⇒ 幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

目標4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧するとともに、経済活動を維持する。

#### 4-1 長期にわたる事業活動及び情報通信、エネルギー供給、上下水道施設の停止による地域経済生活の混乱

##### 【情報の収集・伝達手段の確保・充実】

- 情報提供手段の確保については、計画的な取り組みを進めているが、収集手段についての検討・構築が遅れている。
  - ⇒ 引き続き情報提供体制の充実を図るとともに、防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。また、被災情報の収集体制の整備や集約できる体制の整備を進める必要がある。

##### 【省エネルギー住宅の普及・推進】

- エネルギーコストの低減のため、二戸型省エネルギー住宅の検討が進められている。
  - ⇒ エネルギーコストや環境負荷の低減、ヒートショック防止などに向けた、高気密高断熱の住宅整備の普及を図る必要がある。

##### 【民間企業等における事業継続計画の普及】

- 企業活動を継続するための事業継続計画の策定が進められている。
  - ⇒ 制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を促す必要がある。

##### 【再生可能エネルギーの導入促進】

- 地域内で生産・消費できるエネルギー設備が少ない。
  - ⇒ 再生可能エネルギーは、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待されるため、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。

##### 【労働力の確保と人材育成】

- 求職者と求人企業のアマッチングにより、企業の労働力確保が困難になっている。
  - ⇒ 企業と求職者のマッチング機能を高めるとともに、女性や高齢者、障がい者が活躍できる、既存の就業形態にとらわれない雇用を推進する必要がある。

##### 【公民連携まち再生事業の推進：3-1 再掲】

- 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。
  - ⇒ 住民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

##### 【上水道施設の老朽化対策：2-1 再掲】

- 老朽化して耐震性の低い、配水池や送水管等の耐震化を計画的に進めている。
  - ⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して改修を進める必要がある。

##### 【下水道施設の適切な管理】

- 下水道施設長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。
  - ⇒ 下水道管渠等の耐震性能の確保等適切な維持管理に努めるとともに、し尿収集業者との連携により、被災地での衛生環境の確保を図る必要がある。

## 4-2 地域交通ネットワークが分断する事態

### 【公共交通体制の強化】

- 災害時の輸送について、民間バス事業者と応援協定を締結している。
  - ⇒ 面積が広く、集落が点在しているため、路線バス事業者だけに限定せず、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた体制整備が必要である。

### 【交通ネットワークの形成：2-3 再掲】

- 鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。
  - ⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。

### 【地域コミュニティの再構築】

- 人口減少や少子・高齢化により、地域コミュニティが弱体化しており、従来の町内会単位では、復旧・復興に携わる人材確保が難しい。
  - ⇒ 共通の生活地域（小学校区）で地域づくりを支え合う、連合的な地縁組織（小規模多機能自治）等の導入を進める必要がある。また、各地域の課題等について、情報共有を図るなど、人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。

### 【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】

- 長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。
  - ⇒ 幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

目標 5 制御不能な二次災害を発生させない。

5-1 市街地での大規模火災の発生

【消防・救急体制の強化：2-3 再掲】

- 消防業務は広域組合で行っており、日ごろから市消防団との連携を強化する取り組みを進めている。また、消防・救急車両をはじめとした、資機材についても計画的な更新を行っている。
  - ⇒ 引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。
- 二戸消防署、浄法寺分署については、耐震基準を満たした建替え整備が完了している。
  - ⇒ 適切な維持管理に努め、機能低下を防止する必要がある。
- 少子高齢化、人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となっている。
  - ⇒ 引き続き団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【空き家対策の推進：1-1 再掲】

- 適切に管理されていない空き家等が把握された。また、二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例を平成 30 年 4 月から施行した。
  - ⇒ 危険な空き家の解体を促すとともに、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。

【土地区画整理事業による都市機能強化：1-1 再掲】

- 古い住宅が密集する地区において、区画整理事業により、道路・住環境の整備を一体的に進めている。
  - ⇒ 今後も土地区画整理事業により、狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。

【自主防災組織の育成・強化：1-1 再掲】

- 自主防災組織の組織率は 55.1%となっているが、カバー率は全国平均、県平均を下回っている。
  - ⇒ 今後も、自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、装備品の充実・強化を図る必要がある。

5-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【空き家対策の推進：1-1 再掲】

- 適切に管理されていない空き家等が把握された。また、二戸市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例を平成 30 年 4 月から施行した。
  - ⇒ 危険な空き家の解体を促すとともに、移住・定住施策への活用など、総合的な空き家対策の検討を早急に進める必要がある。

【土地区画整理事業による都市機能強化：1-1 再掲】

- 古い住宅が密集する地区において、区画整理事業により、道路・住環境の整備を一体的に進めている。
  - ⇒ 今後も土地区画整理事業により、狭隘道路の解消や適正宅地の確保、住宅密集地の解消などを進める必要がある。



**【道路・橋梁等の適切な管理：1-1 再掲】**

- 長寿命化計画に基づき、必要な改修を進めている。
  - ⇒ 幹線道路を中心に、救助や救援活動等が迅速に行えるよう、今後も計画的な改修を進める必要がある。

**5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**

**【後継者等の育成】**

- 農林畜産業等においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。
  - ⇒ 国の支援制度等により、後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進めるとともに、担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

**【農地整備の促進：1-2 再掲】**

- 耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。
  - ⇒ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

**【治山事業の促進：1-3 再掲】**

- 森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。
  - ⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

**【地域の高付加価値化】**

- 企業連携や6次産業化の取り組みは、一部の個別経営体に限られている。
  - ⇒ 観光や文化の面からも農村資源を活用し、地域全体の付加価値の向上を図ることが必要である。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる。

#### 6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 【災害廃棄物処理計画の策定】

- 災害廃棄物の円滑な処理を行うための、災害廃棄物処理計画が未策定である。  
⇒ 大量に発生することが予想される災害廃棄物を、迅速に処理する災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築することが必要である。

#### 6-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 【ボランティア受入態勢の整備】

- 災害初期から再建までは、多くの人の協力が必要となるが、被災者の需要を調整する体制が脆弱である。  
⇒ 社会福祉協議会等との連携を強化し、復旧・復興にかかる被災者の需要を調整しながら、早期の再建を進める必要がある。

##### 【子育て支援の充実】

- 災害初期から再建までの期間においては、保護者が身近に相談できる場所や、子どもたちの遊びの場の提供等、子育ての環境整備が求められる。  
⇒ 「被災者の子育て」の視点に立ったきめ細かいサービスの提供のため、子育て支援センターや保育所をはじめとした保育事業施設の活用、小学校との連携、保育士等の資格を有したボランティアの活用等により、保護者が気軽に相談でき、子どもたちが元気に遊ぶことができる環境を提供する必要がある。

##### 【芸術文化の振興とスポーツの推進】

- 災害からの再建期間においては、被災者の心をケアすることが重要である。  
⇒ 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツの振興を進める必要がある。

##### 【豊かな心を育む教育の充実】

- 郷土に対する愛着や誇り、国際社会に対応した人材育成が求められている。  
⇒ 本市の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、交流体験等により国際社会に対応した人材育成を図る必要がある。

##### 【労働力の確保と人材育成：4再掲】

- 求職者と求人企業のアンマッチングにより、企業の労働力確保が困難になっている。  
⇒ 企業と求職者のマッチング機能を高めるとともに、女性や高齢者、障がい者が活躍できる、既存の就業形態にとらわれない雇用を推進する必要がある。

##### 【後継者等の育成：5-3再掲】

- 農林畜産業等においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。  
⇒ 国の支援制度等により、後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進めるとともに、担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

### 6-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【防災行政無線の整備：1-5 再掲】

- 防災行政無線は全域をカバーしているが、屋内で聞き取れない場合がある。
  - ⇒ ホームページ、コミュニティFMなど、多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線のデジタル化、戸別受信について整備を進める必要がある。

#### 【道路ネットワークの構築：2-2 再掲】

- 中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、山間部の路線等については、急こう配や急カーブなどの危険箇所が多くなっている。
  - ⇒ 今後も計画的な改良を進めるとともに、アクセス道路の複数化など、道路ネットワークを整備する必要がある。

#### 【地域コミュニティの再構築：4-2 再掲】

- 人口減少や少子・高齢化により、地域コミュニティが弱体化しており、従来の町内会単位では、復旧・復興に携わる人材確保が難しい。
  - ⇒ 共通の生活地域（小学校区）で地域づくりを支え合う、連合的な地縁組織（小規模多機能自治）等の導入を進める必要がある。また、各地域の課題等について、情報共有を図るなど、人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。

#### 【公民連携まち再生事業の推進：3-1 再掲】

- 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。
  - ⇒ 住民をはじめ、産・学・金などと行政が連携し、民間の力を活用しながら、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

#### 【防災士の養成：1-5 再掲】

- 東日本大震災を契機とし、住民による「自助」の力を高めるため、各地区の消防団員等を中心に防災士を 145 名養成した。
  - ⇒ 防災士連絡協議会を活用しスキルアップを図るとともに、必要に応じ追加養成を行うなど、地域の防災力向上を図る必要がある。